

第17回山形県個人情報保護運営審議会 会議録

日時 : 令和4年8月22日(月) 15時30分～16時20分
場所 : 山形県庁1001会議室
出席委員 : 倉岡会長、小笠原委員、赤塚委員、沼澤委員(阿部委員欠席)
事務局 : 学事文書課長、文書法制主幹 他3名

1 開会

第17回山形県個人情報保護運営審議会を開会した。

2 挨拶

[学事文書課長 挨拶]

- これまで、国の行政機関や独立行政法人、各地方公共団体、民間事業者がそれぞれ、個人情報に係る制度運用を行ってきたが、個人情報保護法の改正により、それが統合され一本化されることとなった。
- 本県においても、新たな法律の下で、個人情報保護制度を運用していくこととなるため、現行の個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例(素案)を新たに制定することを検討している。
- 県にも適用される新しい制度、法律により委任されている事項、新たな条例で定めることが許容されている事項などについて、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りたい。

[倉岡会長 挨拶]

- 山形県に個人情報保護条例が制定された平成12年度から携わっており、22年間関わっている。今回、個人情報保護法に一本化されるということで、制度が変わろうとしており、22年前とは大きく様変わりしたと実感している。
- 今回は全国的に施行されるということでもあるが、皆様からの御意見を頂戴できればと考えている。

3 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の取扱いについて

(1) 事務局説明

事務局より、資料について説明。

(2) 意見交換

○沼澤委員 個人情報取扱事務登録簿はこれまで通り作成し、新たに個人情報ファイル簿を作成することだが、新たな事務が増えることになるように思われる。それらの共通するところや違いについて確認したい。

○事務局 個人情報における既存の事務については、登録簿を作成済みであり、新

たに作成することはない。一方で、個人情報ファイル簿の作成は、1000人以上の個人情報を有するものということで、本県においては、それほど多くはないものと考えている。個人情報ファイル簿も一度作成すれば、あとはメンテナンスしていただくだけであり、それほど事務量が増えるとは考えていない。

具体的な違いは、個人情報ファイル簿はファイル単位であり、個人情報取扱事務登録簿は事務単位であることから、対象が違ってくることになる。どれほどが対象になるかは、今後調査をしていくことになる。また、個人情報ファイル簿は1000人以上を対象としており、個人情報取扱事務登録簿は人数に限らず全て作成、公表することとなっている。

○小笠原委員 担当も忙しいと思われるので、新しいものができるのであれば、古いものは削除していく方がいいのではないかと。個人情報の適正な管理と職員の意識づけが目的ということだが、残すことによる職員の労力を考えると、職員の意識づけは他のことでもできるのではないかと。

○事務局 1000人以上のものがそれほど多くないと考えている中で、仮に個人情報ファイル簿を1000人以下のものに拡大した場合、その分の事務負担が増えることになる。すでに作成している登録簿を継続して活用することが、最も効率的であると考えている。

個人情報ファイル簿は、新しい制度である匿名加工情報の募集の際に使用するものであり、そのために作成するものである。

○倉岡会長 個人情報取扱事務登録簿をできる限り維持すべきだというような、国からの方針はあるのか。あるいは、各自治体に任せるというスタンスか。

○事務局 特に国からの指示はない。他県の状況としては、現在のまま継続していくというところが多数である。

○赤塚委員 現行の登録簿を継続するという県の考え方に賛同している。途中、1000人を超えるということも考えられるが、そのときには追加でファイル簿を作成するということが良いと思われる。

○倉岡会長 審査会と審議会を統合することを検討しているとのだったが、新たな委員会の名称は。

○事務局 名称は変えずに、現行の情報公開・個人情報保護審査会の中に専門委員というIT関係の委員を入れていくことを検討している。

○倉岡会長 専門委員は、常時、審査会における審査に入ることか。

○事務局 専門委員は、特定の諮問の際に審議に参加していただくこととし、通常の開示決定等に係る諮問については、これまで通りの委員で対応することを考えている。

○倉岡会長 開示決定期限を法律よりも短期間にするということは、大変良いことだと思う。

条例で定めることが許容されている事項について、資料に記載されているわけだが、他の事項はないのか。

○事務局 具体的な事項というのは資料のとおりであるが、単なる内部手続きに関する事項については、条例で定めることができるとされている。個人情報取扱いの状況について、毎年、県で公表しているところであるが、今後は国が各自治体の状況を取りまとめて、公表することになる。県の分については、引き続き公表することとしていきたい。これについては、条例ではなく、規則等で定めていきたいと考えている。

○倉岡会長 他に意見がなければ、説明があった案を進めていくということによろしいか。登録簿もこれまで通り継続するということによろしいか。

○各委員 (異議なし)

○倉岡会長 それでは、本日の事務局案に全員了承ということとしたい。これで審議を終了する。

3 その他

なし

4 閉会

第17回山形県個人情報保護運営審議会を閉会した。

(閉会 16時20分)